

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

福知山市長 大橋 一夫

市町村名 (市町村コード)	福知山市 (26201)
地域名 (地域内農業集落名)	中六人部 (島田、野間仁田、下地、中地、後正寺、大内山田、笹場、田野、田野山田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年6月28日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p><b>【現 状】</b> 農地は、昭和50年代前半で地区内のほぼ全ての農地が整備済みで、区画は整形田が多いが農振農用地の平均区画面積が9.6aと狭小であり農地集積に支障を来している。また、少子高齢化が進行する中、70才以上の農家が全農家243名の約半数の47%を占め、10年後には農家数が約130名程度に半減すると見込まれ、現在70才以上の農家で耕作されている農地約50haで、多くの農地が遊休化する可能性が否定できない状況にある。 営農面では、コシヒカリ・キヌヒカリ(R5地区生産面積の約42%)を主体に、加工用米・特別栽培米・酒米等(R5地区生産面積の約18%)を生産する水稻単作が中心である。その他、担い手経営体を中心に、麦・小豆の作付け(R5地区生産面積の約10%)が盛んである。野菜類は自家用栽培が主体であるが、万願寺甘とう・九条ネギ・キュウリ・大根・かぼちゃ・トマトなど多品目に生産しており、また、地域特産品として青大豆や栗の生産にも取り組んでいる。 経営面では、農産物を出荷している農振農用地面積は54.9ha(46.4%)で、地区農振農用地面積の50%以下の状況である。機構集積経営面積を除く農産物出荷面積は21.9ha(18.6%)で、自家用作物栽培面積18.0ha(15.3%)を3.9ha上回っているが、自家用作物栽培面積の占める比率が高くなっており、2種兼業農家の農産物販売は減少傾向にある。</p> <p><b>【課 題】</b> 地域農業活性化協議会及び地域資源保全会により、農地利用集積・調整活動及び農用地保全活動を推進しているが、農地集積率は令和5年9月時点で35.6%であり、今後は法認定農家・中核的農家だけでなく、多様な担い手を含めた農地集積や再ほ場整備・簡易区画拡大等基盤整備を契機とする農地集積を推進し、10年後には農地集積率を55%まで向上させ、併せて、現状分散している担い手経営体の集積農地の集約化を図り、遊休農地化を未然に防止する必要がある。 農地保全に当たっては、上述のとおり10年後には農家数が約130名程度に半減すると見込まれることから、草刈、水利施設・農道管理等と農地集積に一体的に取り組む、土地持ち非農家を含めた農地共同管理体制の構築が求められる。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(2) 地域における農業の将来の在り方

<p>10年後には農家数の半減が見込まれ、土地利用型農業の維持に向けては、法認定・中核的農家だけでなく集落営農の組織化や新規就農者確保等による多様な担い手への農地集積及び集団化に取り組み、「水稻＋小麦＋小豆」の2年3作周年栽培など農地利用率の向上により土地利用型農業収益の増を図る。 また、野菜類の多品目生産や、地域特産品である青大豆・栗といった地域特性を活かし、年間約1万人の集客力のある廃校活用施設「610BASE」と連携して農産物を直売することで、小規模な二種兼業農家の農業生産維持・拡大を図り地域農業の活性化を図る。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	154.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	154.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地の区域を基本とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

中六人部地域農業活性化協議会が中心となり、「地域まるっと中間管理方式」の導入等地域共同での農地管理を担う法人組織の設立に向け、令和6年度に地域意向の確認調査に取り組み、地域全体を包括した農地集積・集団化を推進する。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構の活用にあたっては、地域共同での農地管理を担う法人組織の設立に向け、令和6年度に地域意向の確認調査に取り組み、2～3年後を目標に地域全体の農地情報を集約し、農地中間管理事業手続きの窓口を1本化することにより効率的かつ適時での利用権設定を推進する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

中六人部地区の農地は、ほ場整備済みで区画は整形田が多いものの、平均区画面積が9.6aと極めて狭小のため、担い手経営体の規模拡大・農地集積に支障を来している。また、昭和50年代に河川改修等により設置された各井堰等主要取水施設の老朽化が進行し、特に宮井堰では河川から取水後にポンプアップして送水しており、耕作者が減少する中、維持管理費が農家の大きな負担になっており新しい水利システムの構築が必要である。獣害対策に関しては、鳥獣害対策交付金・多面的機能支払交付金を活用して一定の整備は進んだが、全周防護が不十分な区域や老朽化等により補修が必要な箇所が存在している。このような状況を打開して、農地保全・農地集積を進めていくためには、再ほ場整備・簡易区画拡大、獣害柵整備・補強といった基盤整備が必要であり、令和6年度に事業実施に向けて、実施優先順位や地元負担金対応の可能性等地域意向の確認に取り組む。

また、将来的に多様な担い手への農地集積を進めるための農業施設として、有利販売に繋がる高品質な米を乾燥・調整・出荷する必要があり、利用時の自由度が高い地域独自運営ライスセンターが必要であり、令和6年度に事業実施に向けた地域意向の確認に取り組む。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

基盤整備により耕作条件の改善を図り、地域内の中核的農家・後継者世代の経営規模拡大や他地域の担い手経営体の誘致を図るとともに、地域おこし協力隊制度や農林水産業ジョブカフェ・農業次世代人材投資資金等の新規就農支援制度を積極的に活用して新規就農者の確保に努める。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

現状の平均面積9.6a区画では、農業支援サービス事業者の受託規模の拡大は困難な状況であり、今後、再ほ場整備・簡易区画拡大により水田耕作条件の改善を図り、農作業委託の拡大が可能となるように取り組む。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input checked="" type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①⇒鳥獣害対策交付金・多面的機能支払交付金を活用し、区域全周防護や既存獣害柵補強を行う。また、ICTを活用した獣害対策について活用を検討。

③⇒担い手経営体の作業効率向上による経営力強化を図るため、強い農業づくり交付金事業等の事業制度を活用したスマート農業機械の導入を検討。

⑥⑦⇒農村RMO事業制度を活用し、粗放的作物(牧草,ヘアーベッチ,レンゲ[蜜源作物],クローバー,彼岸花,山ブキ,栗等)利用による農地保管理手法、少人数でのラジコン草刈機共同作業体制構築等の検討・実証に取り組む。

⑧⇒利用時の自由度が高い地域独自運営ライスセンターの設置検討。

保全区分	A	将来も農地として守るべき範囲	①～⑦	24区域	(←目標地図対象範囲)
	B	将来的に農地として維持困難な範囲	⑧、⑨	8区域	

体系区分	筆数	面積 (ha)	内 容
①	695	74.1	基盤整備（再ほ場整備・簡易区画拡大等）に取り組み中核的農家（担い手＋多様な経営体）に農地を集積、地域全体での維持管理体制（地域まるっと中間管理方式等）を構築
②	118	8.5	基盤整備（再ほ場整備・簡易区画拡大等）に取り組み、地域営農組織を設立して耕作困難地をカバーし、地域全体で維持管理する体制（地域まるっと中間管理方式等）を構築
③	264	18.7	地域営農組織を設立して耕作困難地をカバーし、地域全体で維持管理する体制（地域まるっと中間管理方式等）を構築
④	10	1.2	特定作目生産法人による農地維持
⑤	139	11.8	基盤整備（再ほ場整備・簡易区画拡大等）に取り組み畑地化し、地域外担い手に農地を集積し、地域全体での維持管理協力体制（地域まるっと中間管理方式等）を構築
⑥	119	7.3	粗放的利用（市民農園、果樹（栗等）、景観作物、放牧等）を組織化し農地保全
⑦	84	3.5	集落環境の保全に向け、地域で保全活動を組織化し、集落内・集落隣接農地を保全
小計	1,429	125.1	
⑧	85	2.9	市街化調整区域（一部農振農用地から除外）から除外し、多用途（ドッグランカフェ構想）に活用
⑨	152	7.7	農振農用地区域から除外し、多用途（保育園 駐車場、若手狩猟者育成射撃場、ソーラーパネル、椎茸原木栽培等）に活用
小計	237	10.6	
その他	596	19.0	
合計	2,262	154.7	

区域	集落等	番号	保全区分	区 域	農用地保全の方針	
					体系区分	内 容
宮	島田 野間仁田	1	A	宮区域農振農用地	①	未来に向けた再ほ場整備 基盤整備（再ほ場整備・簡易区画拡大等）に取り組み中核的農家（担い手＋多様な経営体）に農地を集積、地域全体での維持管理体制（地域まるっと中間管理方式、新水利体系等）の構築
					⑧	明るい5年先への展望 市街化調整区域（一部農振農用地から除外）から除外し、多用途（ドッグランカフェ構想）に活用
下地・中地	下地	3	A	下地・中地区域農振農用地	①	再ほ場整備で大区域画化、地域まるっと中間管理方式で農地管理 基盤整備（再ほ場整備・簡易区画拡大等）に取り組み中核的農家（担い手＋多様な経営体）に農地を集積、地域全体での維持管理体制（地域まるっと中間管理方式等）の構築
					⑥	粗放的利用を組織化し農地保全 粗放的利用を組織化し農地保全
					⑨	農振農用地から除外 農振農用地区域から除外し多用途（保育園駐車場）に活用
	中地	6	A	大内川右岸（下地農区内）	①	法人・担い手との共存で、5年先まで現状で取り組む農道・水路を改修し、法人or担い手へ 基盤整備（再ほ場整備・簡易区画拡大、獣害柵等）に取り組み中核的農家（担い手＋多様な経営体）に農地を集積、地域全体での維持管理体制（地域まるっと中間管理方式、新水利体系等）の構築
⑨						10年先に農振農用地から除外 農振農用地区域から除外し多用途に活用
		7	A	大内川左岸（中地農区内）		
		8	B	奥谷13筆（272-1～279）	⑨	

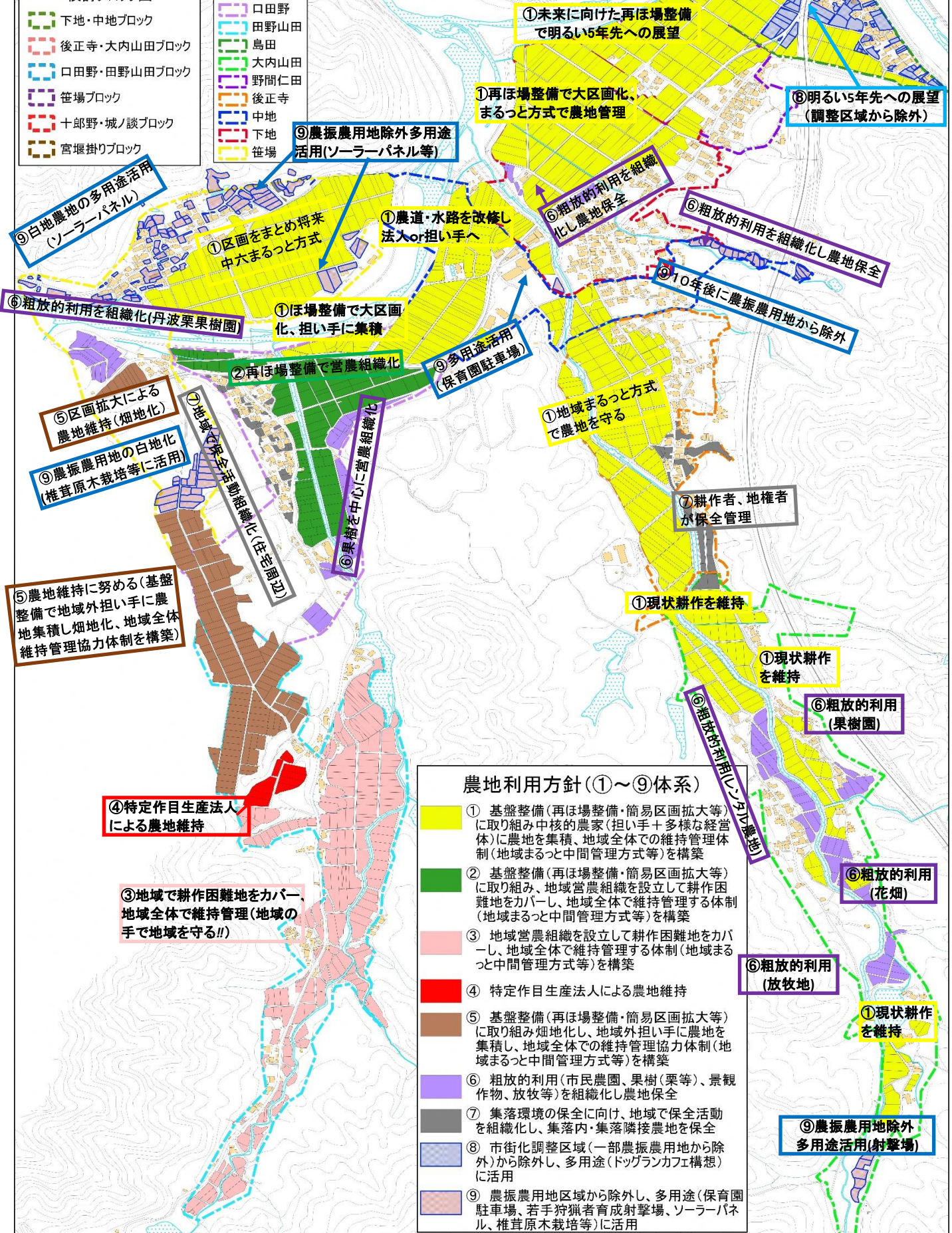
区域	集落等	番号	保全区分	区域	農用地保全の方針		
					体系区分	タイトル	内容
後正寺・大内山田	後正寺	9	A	大内川沿い主要農地	①	地域まるっと中間管理方式で農地を守る	基盤整備（再ほ場整備・簡易区画拡大等）に取り組み中核的農家（担い手十多様な経営体）に農地を集積、地域全体での維持管理体制（地域まるっと中間管理方式等）を構築
		10	A	大内川右岸（坪田3312-2, 3315-2～3307-3、後正寺724～755）	⑦	耕作者、地権者が保全管理	地域で保全活動を組織化し農地を保全管理
	大内山田	11	A	大内川沿い主要農地（三反田3329～3335-1～四十八3472-1, 3482, 宮ノ下3481）	①	耕作維持	基盤整備（再ほ場整備・簡易区画拡大等）に取り組み中核的農家（担い手十多様な経営体）に農地を集積、地域全体での維持管理体制（地域まるっと中間管理方式等）を構築
		12	A	大内川左岸（宮ノ下3471-2～宮ノ下3454-2）	⑥	レンタル農地	粗放的利用（市民農園活用）を組織化し農地保全
		13	A	遊舟946～3372-1, 3368	⑥	果樹園	粗放的利用（果樹）を組織化し農地保全
		14	A	大内川右岸（遊舟3389, 3392-2～3402-1）	⑥	花畑	粗放的利用（景観作物）を組織化し農地保全
		15	A	大内川右岸（長谷1024-1, 1024-2～宮ノ奥3409-1, 3410）	⑥	放牧地	粗放的利用（放牧）を組織化し農地保全
		10	A	大内川右岸（坪田3316, 3317, 3318-1）	⑦	耕作者、地権者が保全管理	地域で保全活動を組織化し農地を保全管理
		16	B	大内山田最奥部（宮ノ奥3430～3435-2）	⑨	射撃場	農振農用地区域から除外し多用途（若手狩猟者育成射撃場）に活用
笹場	笹場1班	17	A	笹場主要農地	①	区画のまとめ	基盤整備（再ほ場整備・簡易区画拡大等）に取り組み、中核的農家（担い手十多様な経営体）に農地を集積し、地域全体で維持管理する体制（地域まるっと中間管理方式等）を構築
		18	B	ネキ2066～2069、川原2014～2015-1、坪ノ岩2016-1	⑨	農振農用地見直し	農振農用地区域から除外し多用途に活用
	笹場2班	19	A	笹場主要農地	①	将来中六地域まるっと中間管理方式で管理	基盤整備（再ほ場整備・簡易区画拡大等）に取り組み、中核的農家（担い手十多様な経営体）に農地を集積し、地域全体で維持管理する体制（地域まるっと中間管理方式等）を構築
		20	B	ネキ2066～2069、川原2014～2015-1、坪ノ岩2016-1	⑨	農振農用地見直し	農振農用地区域から除外し多用途に活用
		21	B	上記6筆+集落内白地農地	⑨	ソーラーパネル設置	農振白地農地を多用途に活用（ソーラーパネル設置）
口田野・田野山田	口田野	22	A	府道北側、田野川右岸（平野地区）	①	ほ場整備で大区画化、担い手に集積	基盤整備（再ほ場整備・簡易区画拡大等）に取り組み、中核的農家（担い手十多様な経営体）に農地を集積し、地域全体で維持管理する体制（地域まるっと中間管理方式等）を構築
		23	A	口田野主要農地（田野川兩岸）、大河バタ・クゴノ下白地区域	②	再ほ場整備で営農組織化、重要農地	基盤整備（再ほ場整備・簡易区画拡大等）に取り組み、地域営農組織を設立して耕作困難地をカバーし、地域全体で維持管理する体制（地域まるっと中間管理方式等）を構築
		24	A	果樹を中心に組織化	⑥	果樹を中心に営農組織化（山際周	粗放的利用（果樹（栗））を組織化し農地保全
		25	A	集落介在農振白地農地	⑦	地域で保全活動組織化（住宅周辺）	地域で保全活動を組織化し、集落内白地農地の環境維持
	田野山田	26	A	農区内全域	③	地域の手で地域を守る！！	地域営農組織を設立して耕作困難地をカバーし、地域全体で維持管理する体制（地域まるっと中間管理方式等）を構築

区域	集落等	番号	保全区分	区 域	農用地保全の方針		
					体系区分	タイトル	内 容
十郎野・城ノ段	1班	27	A	十郎野 (1264~1268)	④	農地維持に努める	特定作目生産法人による農地維持
		28	A	十郎野 (1278-1、1295~1294, 1314, 1330)	⑤		基盤整備 (再ほ場整備・簡易区画拡大等) に取り組み畑地化し、地域外担い手に農地を集積し、地域全体での維持管理協力体制 (地域まるっと中間管理方式等) を構築
		29	A	十郎野 (1336, 1357, 1375, 1332~1389, 1404)			
	2班	30	A	城ノ段 (395, 381~391)	⑥	丹波栗果樹園	粗放的利用 (果樹 (栗)) を組織化し農地保全
		31	A	城ノ段 (406-3~414)	⑤	区画拡大による農地維持	基盤整備 (再ほ場整備・簡易区画拡大等) に取り組み、地域外担い手に農地を集積し畑地化し、地域全体での維持管理協力体制 (地域まるっと中間管理方式等) を構築
		32	B	十郎野最北部 (1422~1390, 1405)	⑨	農振農用地の白地化	農振農用地区域から除外し多用途 (椎茸原木栽培) に活用

# 中六人部地区【農用地保全の方針】(ゾーニング図)

- 検討ブロック図
- 下地・中地ブロック
  - 後正寺・大内山田ブロック
  - 口田野・田野山田ブロック
  - 笹場ブロック
  - 十郎野・城ノ談ブロック
  - 宮堰掛りブロック

- 農区
- 口田野
  - 田野山田
  - 島田
  - 大内山田
  - 野間仁田
  - 後正寺
  - 中地
  - 下地
  - 笹場



- ### 農地利用方針(①～⑨体系)
- ① 基盤整備(再ほ場整備・簡易区画拡大等)に取り組み中核的農家(担い手十多様な経営体)に農地を集積、地域全体での維持管理体制(地域まるっと中間管理方式等)を構築
  - ② 基盤整備(再ほ場整備・簡易区画拡大等)に取り組み、地域営農組織を設立して耕作困難地をカバーし、地域全体で維持管理する体制(地域まるっと中間管理方式等)を構築
  - ③ 地域営農組織を設立して耕作困難地をカバーし、地域全体で維持管理する体制(地域まるっと中間管理方式等)を構築
  - ④ 特定作目生産法人による農地維持
  - ⑤ 基盤整備(再ほ場整備・簡易区画拡大等)に取り組み畑地化し、地域外担い手に農地を集積し、地域全体での維持管理協力体制(地域まるっと中間管理方式等)を構築
  - ⑥ 粗放的利用(市民農園、果樹(栗等)、景観作物、放牧等)を組織化し農地保全
  - ⑦ 集落環境の保全に向け、地域で保全活動を組織化し、集落内・集落隣接農地を保全
  - ⑧ 市街化調整区域(一部農振農用地から除外)から除外し、多用途(ドッグランカフェ構想)に活用
  - ⑨ 農振農用地区域から除外し、多用途(保育園駐車場、若手狩猟者育成射撃場、ソーラーパネル、椎茸原木栽培等)に活用